

環境影響評価庁内調整会議設置要綱

(設置)

第1条 環境影響評価行政の庁内調整に関する事項を審議するため、環境影響評価庁内調整会議(以下「庁内調整会議」という。)を設置する。

(構成)

第2条 会議は、別表に掲げる課の職員をもって構成する。

(審議事項)

第3条 庁内調整会議は、次の事項を審議する。

- 一 環境影響評価法(平成9年法律第81号)第4条第2項、第10条第1項、第20条第1項に規定する知事意見書に係る調整に関すること。
- 二 埼玉県環境影響評価条例(平成6年埼玉県条例第61号。以下「条例」という。)第8条第1項、第16条及び第30条の6に規定する知事意見書に係る調整に関すること。
- 三 条例第21条第1項ただし書に規定する知事の承認に係る調整に関すること。
- 四 埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱第11条第1項及び第16条第1項に規定する知事意見に係る調整に関すること。
- 五 その他環境影響評価についての調整及び検討に関すること。

(会議)

第4条 庁内調整会議の会議は、環境部環境政策課長が招集し、議長となる。

- 2 環境政策課長は、審議事項の内容により、別表に掲げる全ての課の職員の出席を求める必要がないと認めるときは、同表に掲げる課の一部の課の職員の出席を求めて会議を開催することができる。
- 3 環境政策課長は、必要があると認めるときは、別表に掲げる課以外の課の職員に対し、会議に出席するよう求めることができる。
- 4 環境政策課長は、会議における審議の経過及び結果を整理の上、記録しておくものとする。
- 5 環境政策課長は、職員を指定し、本条に規定する環境政策課長の職務を代理させることができる。

(庶務)

第5条 庁内調整会議の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、庁内調整会議の運営について必要な事項は、環境政策課長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 環境影響評価行政推進会議要領(昭和56年6月22日知事決裁)及び戦略的環境影響評価行政推進会議設置要綱(平成14年6月10日決裁)は廃止する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

部 局 名	課 名
環境部	環境政策課、温暖化対策課、エネルギー環境課、大気環境課、水環境課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、みどり自然課
企画財政部	土地水政策課、交通政策課
保健医療部	生活衛生課
産業労働部	企業立地課
農 林 部	農業政策課、森づくり課、農村整備課
県土整備部	県土整備政策課、道路街路課、河川砂防課
都市整備部	都市計画課、市街地整備課、田園都市づくり課、建築安全課
教 育 局	文化資源課
下 水 道 局	下水道事業課